







るが、それは、行政不服審査が本来予定している調査の範囲を超えるもので適当とは考えられない。

したがって、ここでは、前号に記載した事実を踏まえ、本件公文書を不存在とした実施機関の説明に合理性があるか否かについて検証する。

ア 賦課そのものの適否については、当審査会が判断する事項ではないことから関知しない。したがって、実施機関が賦課について疑義は存在していないと判断していることを前提とすると、納税義務者である異議申立人から寄せられた賦課に係る疑義に関する記録として「問い合わせ及び対応報告書」を作成したとする実施機関の説明には、合理性があると認められる。

イ 「問い合わせ及び対応報告書」の性質を考慮すると、問合せにおいて職員間で共有すべき新たな事実はなく、疑義等も提起していない建築事業者については、本件公文書を作成していないとする実施機関の説明には、合理性があると認められる。

ウ 建築事業者への問合せは、異議申立人の建築事業者が所有権を認めたい旨の申出に対応するため、申出が事実である場合は、「未登記家屋所有者変更届」を建築事業者に提出してもらう必要があるという事務的な理由から行ったものであるとする説明は、前号オの事実を考慮すると、合理性があると認められる。

(4) 以上のとおりであるから、審査会の結論のとおり答申する。

(参考)

諮問（第2号）に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 23 年 8 月 16 日	実施機関からの諮問書を受理
平成 23 年 10 月 27 日	・ 経過説明 ・ 口頭意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 23 年 12 月 22 日	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 24 年 2 月 2 日	答申案の検討
平成 24 年 2 月 17 日	書面審査（答申案の検討）
平成 24 年 2 月 20 日	実施機関に対し答申書を提出

(参考)

浜田市個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
吉 塚 徹	島根県立大学名誉教授	会長
室 崎 武 子	人権擁護委員	職務代理者
亀 谷 利 幸	浜田市連合自治協議会	
名古屋 薫	司法書士	
寺 田 悟	行政相談委員	